

パブリックコメント以外の理由による変更点

No.	ページ	修正前	修正後	修正理由
1	13	図1-5	図1-5を更新	最新の情報に更新
2	20	市域面積に対して中心市街地の面積は、約1.7%であるが、中心市街地における商業機能の割合(令和3年)は、小売業事業所数で15.2%、小売業従業員数で11.0%、小売業年間商品販売額で11.4%、小売業販売面積で11.3%と、いずれも高いシェアを占めている。	市域面積に対して中心市街地の面積は、約1.7%であるが、中心市街地における商業機能の割合(令和3年)は、小売業事業所数で21.8%、小売業従業員数で17.0%、小売業年間商品販売額で11.4%、小売業販売面積で11.3%と、いずれも高いシェアを占めている。	誤記
3	20	表2-1 小売業事業所数 茨木市(A)1,601 対市シェア率(B/A) 15.2% 小売業従業員数 茨木市(A)19,546 対市シェア率(B/A) 11.0%	表2-1 小売業事業所数 茨木市(A)1,120 対市シェア率(B/A) 21.8% 小売業従業員数 茨木市(A)12,711 対市シェア率(B/A) 17.0%	誤記
4	28	図2-14	図2-14を更新	最新の図に更新
5	36	<沿道や歩道の整備事業> i) (元茨木川緑地におけるイベント実施など公共空間の活用による効果)	<公共空間活用事業>へ移動 iii) (元茨木川緑地におけるイベント実施など公共空間の活用による効果)	誤記
6	37	表3-3 元茨木川緑地の増加見込み	表3-3 元茨木川緑地の増加見込みを公共空間活用事業欄へ移動	表記の精査
7	45,82	【事業名】阪急茨木市駅西口駅前広場再整備検討事業 【事業内容】阪急茨木市駅西口の駅前周辺において、交通の輻輳や施設の老朽化等の課題解決を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、居心地の良い憩える空間づくりを行う駅前再整備の具体化に向けて取り組む。 【活性化に資する理由】市民生活を支える駅前機能を強化するとともに魅力ある都市空間を創造する。「ひと中心のまちなか」の実現に向けて、現在の駅前広場を再整備し、居心地の良い憩える空間づくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。	【事業名】阪急茨木市駅西口駅前広場再整備事業 【事業内容】阪急茨木市駅西口の駅前ビル建替事業に合わせて、交通の輻輳や施設の老朽化等の課題解決を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、居心地の良い憩える空間づくりを行う駅前再整備の具体化に取り組む。 【活性化に資する理由】市民生活を支える駅前機能を強化するとともに魅力ある都市空間を創造する。「ひと中心のまちなか」の実現に向けて、現在の駅前広場を再整備し、居心地の良い憩える空間づくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。	最新の情報に更新及び表記の精査
8	49	【事業名】阪急茨木市駅西口再整備検討事業 【事業実施時期】平成27年度～ 【事業内容】阪急茨木市駅西口駅前広場及びその周辺地区について、隣接する複合商業施設である駅前ビルの民間事業者による建て替えを検討し、新たな魅力と市民の滞在・活動の場の創出を図り、ひと中心の歩いて楽しいまちなかの実現に寄与する。 【活性化に資する理由】阪急茨木市駅周辺について交通の輻輳等の課題解決を図るとともに、市民が憩い、滞在できる居心地の良い駅前空間を実現することで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。	【事業名】阪急茨木市駅西口再整備事業 【事業実施時期】令和8年度～ 【事業内容】阪急茨木市駅西口駅前周辺地区において、隣接する複合商業施設である駅前ビルの民間事業者による建て替えを検討し、新たな魅力と市民の滞在・活動の場の創出を図り、ひと中心の歩いて楽しいまちなかの実現に寄与する。 【活性化に資する理由】市民が憩い、滞在できる居心地の良い駅前空間を実現することで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。	最新の情報に更新及び表記の精査
9	60	【事業名】商店街ホリデーマーケット事業 【事業内容】中心市街地内の商店街の店舗前空地や買物客用駐輪場等の空地、道路空間等を活用し、商店街との連携によるマルシェ等のイベントの企画・運営を度行う。	【事業名】商店街ホリデーマーケット事業 【事業内容】中心市街地内の商店街の店舗前空地や買物客用駐輪場等の空地、道路空間等を活用し、商店街との連携によるマルシェ等のイベントの企画・運営を年1、2回程度行う。	総務省の指示
10	61	【事業名】まちづくり会社運営支援事業 【事業内容】中心市街地の活性化に関する各種事業を行うまちづくり会社の運営支援を行う。	【事業名】まちづくり会社運営支援事業 【事業内容】まちづくり会社が行う中心市街地の魅力向上やにぎわい創出に向けた各種事業に対する補助を行う。	総務省の指示

11	61	<p>【事業名】まちなかソフトマネジメント事業</p> <p>【事業内容】まちなかで新しい事業や活動を始めたい事業者・プレイヤー・学生・ステークホルダー・地域住民等を繋ぐことにより、主体的な活動を支援する。市や商工会議所等関係機関との連携による各種相談・助言、新規創業・事業展開支援等を行う。</p>	<p>【事業名】まちなかソフトマネジメント事業</p> <p>【事業内容】まちなかで新しい事業や活動を始めたい事業者・プレイヤー・学生・ステークホルダー・地域住民等にチャレンジする場を提供し、繋ぐことにより、主体的な活動を支援する。市や商工会議所等関係機関との連携による各種相談・助言、新規創業・事業展開支援等を行う。</p>	総務省の指示
12	65～68	<p>【その他特記事項】 区域内外</p>	<p>【その他特記事項】 区域内</p>	内閣府の指示
13	65	<p>【事業名】次なる茨木グランドデザイン推進事業</p> <p>【事業内容】多様な主体の関わりにより人や活動がつながる機会を創出する「イバラキクラウド」の考え方のもと、大学やまちづくりの担い手と専門家などを交えた勉強会や活動の実践などの取組を行う。</p> <p>【活性化に資する理由】グランドデザインを関わりしるしながら、多様な主体との活動や体験といった実践による「人・プロセス重視」の取組を積み重ね、新たな出会いや交流などにより、新たな価値の創出や地域の魅力向上を目指すことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。</p>	<p>【事業名】次なる茨木グランドデザイン推進事業</p> <p>【事業内容】多様な主体の関わりにより人や活動がつながる機会を創出する「イバラキクラウド」の考え方のもと、大学やまちづくりの担い手と専門家などを繋ぎ、様々な社会実験やワークショップ、勉強会などの取組を行う。</p> <p>【活性化に資する理由】グランドデザインを関わりしるしながら、多様な主体との活動や体験といった実践による「人・プロセス重視」の取組を積み重ねることで、新たな出会いや活動・交流が生まれ、その輪が中心市街地全体に広まっていくことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。</p>	内閣府の指示
14	65	<p>【事業名】茨木市創業促進事業補助金</p> <p>【事業内容】市内での新規創業者に対して、中小企業診断士による創業相談を経て、テナントの改装工事費・賃借料及び法人設立経費に要する経費の一部を補助する。</p>	<p>【事業名】茨木市創業促進事業補助金</p> <p>【事業内容】市内における創業を促進するため、市が新規創業者等に対して、中小企業経営アドバイザーによる創業相談等を経て行うテナントの改装工事費・賃借料及び法人設立に要する経費の一部を補助する。</p>	内閣府の指示
15	66	<p>【事業名】茨木市小売店舗改築(改装)事業補助金</p> <p>【事業内容】市民または市内法人が行う既存の小売店舗等のリニューアル、または、中心市街地・商店街での飲食店・小売店の新規出店について、テナント改装工事費の一部を補助する。</p>	<p>【事業名】茨木市小売店舗改築(改装)事業補助金</p> <p>【事業内容】市内の小売店舗の活性化と商業の振興を図るため、市が市内に存する小売店舗等の事業者に対して、中小企業経営アドバイザーからの事業計画支援等を経て行う小売店舗等のリニューアルまたは中心市街地・商店街における飲食店・小売店の新規出店に要するテナント改装工事費の一部を補助する。</p>	内閣府の指示
16	67	<p>【事業名】まちなかにぎわい事業</p> <p>【事業内容】まちゼミ: 商店主が講師となって、各店舗で消費者を対象とした少人数制のセミナーを開催。</p>	<p>【事業名】まちなかにぎわい事業</p> <p>【事業内容】まちゼミ: 商店主が講師となり、各店が得意としている分野の専門知識やコツを受講者(消費者)に無料で講義、体験を提供する少人数制のミニ講座を開催する。</p>	総務省の指示
17	69	<p>【事業名】茨木市農業祭</p> <p>【事業内容】茨木市、茨木市農業委員会、JA茨木市や農林業団体など主催6団体が中心となって、茨木産農林産物の販売や農林産物品評会の開催、市内産木材を使った木工体験等を実施する。</p>	<p>【事業名】茨木市農業祭</p> <p>【事業内容】茨木市、茨木市農業委員会、JA茨木市や農林業団体など主催6団体が中心となって、茨木市中央公園グラウンドで茨木産農林産物の販売や農林産物品評会の開催、市内産木材を使った木工体験等を実施する。</p>	総務省の指示
18	83	<p>【事業名】JR茨木駅西口再整備検討事業(再掲)</p> <p>【目標】目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現</p> <p>【目標指標】平日昼間の歩行者通行量</p> <p>【活性化に資する理由】JR 茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について交通の輻輳やバリアフリー化、施設の耐震性の不足や老朽化等の課題解決を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。</p>	<p>【事業名】JR茨木駅西口再整備検討事業(再掲)</p> <p>【目標】目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標2 魅力的な都市空間の整備・誘導</p> <p>【目標指標】平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数</p> <p>【活性化に資する理由】JR茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について交通の輻輳やバリアフリー化、施設の耐震性の不足や老朽化等の課題解決を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。</p>	誤記

19	84	図8-1 事業名 1.58 阪急茨木市駅西口駅前広場再整備検討事業 9 阪急茨木市駅西口再整備検討事業	図8-1 事業名 1.58 阪急茨木市駅西口駅前広場再整備事業 9 阪急茨木市駅西口再整備事業	表記の精査
20	86	[1]市町村の推進体制の整備等	[1]市町村の推進体制の整備等 (2)市議会における審議を追加	最新の情報に更新
21	95	⑤基本計画(案)に対する市民の意見 (b)様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整	(b)様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整 ①地域住民等を対象とした中心市街地活性化に関する啓発活動 基本計画(案)に対する市民の意見を広く聴くため、令和6年10月1日から25日まで市民意見募集(パブリックコメント)を実施し、計画策定の参考とした。 ②地域住民等が主体となったまちづくりやイベント等に関する活動状況 左記の(b)の内容を移動	表記の精査
22	96	[1]都市機能の集積の促進の考え方 ●茨木市都市計画マスタープラン	[1]都市機能の集積の促進の考え方 ●茨木市都市計画マスタープランの説明内容の更新	最新の情報に更新
23	96	図10-1,10-2	図10-1として更新	最新の情報に更新
24	97	図10-3	図10-2として更新	最新の情報に更新
25	99	[2]都市計画手法の活用	[2]都市計画手法の活用に下記を追記 なお、本市の準工業地域への大規模集客施設の立地制限については、立地が可能な空地がほぼなく、周辺地域に既に大規模集客施設が飽和していることから、新たな大規模集客施設が立地する可能性は極めて低い。第1期計画に引き続き、低未利用地や工場跡地などの発生動向を注視しながら、地区計画を活用したまちづくりや適切な土地利用誘導、地域資源としての活用に向けた方策などについて検討していく。	内閣府の指示
26	100	[3]都市機能の集積のための事業等	[4]その他の事項の記載内容を移動	誤記
27	100	[4]その他の事項	[3]都市機能の集積のための事業等の記載内容を移動し、■都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等(1)中心市街地における大規模建築物などの既存ストックの現況及び(2)中心市街地における公共公益施設の立地状況に修正	表記の精査
28	102	また、上記の将来像を実現するための施策と取組を位置付ける前期基本計画では、施策「5-2都市計画」における取組「5-2-2 魅力ある中心市街地の整備」が設定されており、「中心市街地活性化基本計画の推進やまちづくり会社等が行う活動により、中心市街地の魅力を高めます。」と定められ、本計画との整合は図られている。	また、上記の将来像を実現するための施策と取組を位置付ける前期基本計画では、施策「5-3都市計画」における取組「5-3-2 魅力ある中心市街地の整備」が設定されており、「中心市街地活性化基本計画の推進やまちづくり会社等が行う活動により、中心市街地の魅力を高めます。」と定められ、本計画との整合は図られている。	最新の情報に更新
29	102	表11-1 取組番号 5-2-2	表11-1 取組番号 5-3-2	最新の情報に更新
30	132	図12-35,12-36	図12-35,12-36を更新	最新の情報に更新
31	135	図12-39 阪急茨木北口 自動車 300台 双葉町 自転車 1704台	図12-39 阪急茨木北口 自転車 300台 双葉町 自転車 2590台	誤記